

定期積金

商品名	定期積金
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
期間	定額式：6ヶ月以上5年以内（1ヶ月単位） 目標式：6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年
お預入れ 払込方法 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> 毎月一定の日までに一定額を積立 定額式：毎月の払込金は、1,000円の整数倍 目標式：給付契約額は、1,000円の整数倍
払戻し方法	満期日以後に一括して払戻します。
利息 適用金利 利払頻度 計算方法 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 給付補填備金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 給付補填備金は、「利子所得」として、個人の場合は源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）※、法人の場合は総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 マル優のお取扱いはできません。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
手数料	_____
付加できる特約事項	_____
中途解約時のお取扱い	<p>やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回払込日から解約日（満期日）までの期間が1年未満の場合 …解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日（満期日）までの期間が1年以上の場合 …約定年利回り×60% <p>（ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 金利についてはホームページまたは窓口でお問い合わせください。 お預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。
 なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 19階（全国銀行協会内）

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時

総合口座

商品名	総合口座						
ご利用いただける方	個人のお客さま（但し、未成年者は除きます）						
期間	担保とする個別の定期預金、債券の取扱いに準じます。						
お預入れ方法 お預入れ方法 お預入れ金額 お預入れ単位	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
払戻し方法	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
利息 適用金利 利払頻度 計算方法 利子課税	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
手数料	キャッシュカードによるお支払い等にあたっては、店頭に掲示する手数料がかかる場合があります。						
付加できる特約事項	<p>個別の定期預金、債券は、総合口座の担保とすることができます。</p> <p>(1) 定期預金を担保とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸越利率は担保定期預金の約定利率に+0.5%を上乗せした利率とし、貸越極度額は定期預金の合計額の90%（最高500万円）です。 担保定期預金が複数口ある場合は貸越利率の低い順に担保とします。 貸越利率が同一となる定期預金が複数口ある場合は、預入日の早い順に担保とします。 <p>(2) 債券を担保とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸越利率については窓口でお問い合わせください。 貸越極度額は保護預り債券の額面金額に次の割合を乗じた金額の合計額で、最高300万円です。 <table border="1" data-bbox="619 1205 1321 1323"> <thead> <tr> <th>債券の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利付国債、政府保証債、地方債</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>割引国債</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 担保債券が数種類ある場合は、割引国債、利付国債、政府保証債、地方債の順に担保とします。 同種類の債券が複数口ある場合は、償還期日の早い順に担保とします。 <p>(3) 定期預金と債券の双方がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保定期預金が複数口ある場合は貸越利率の低い順に担保とします。 貸越利率が同一となる場合は、定期預金から先に担保とします。 	債券の種類	割合	利付国債、政府保証債、地方債	80%	割引国債	60%
債券の種類	割合						
利付国債、政府保証債、地方債	80%						
割引国債	60%						
中途解約時のお取扱い	—						
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座取引は、一人1口座に限定させていただきます。 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借入れと相殺ができます。 						

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。
 なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 19 階（全国銀行協会内）

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時